

裁 決 書

審査請求人

吹田市

処 分 庁

吹田市福祉事務所長

審査請求人が、平成23年7月11日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が、平成23年6月14日付けで行った生活保護法に基づく保護変更決定処分を取り消す。
- 2 残余の請求については、これを棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

対し、「通院交通費（ 病院 5月分 JR吹田～JR新大阪）の認定による。」との理由により、電車利用料1,600円に限り支給する本件変更決定を行ったこと。なお、請求人から同年5月20日付けで申請のあった4月分の通院交通費については、処分庁は、同月31日付けで申請どおり電車利用料とタクシー利用料の両方を認定したこと。また、同申請書は、通院回数、申請金額等を除き、上記（2）の申請書とほぼ同様の内容であり、「タクシー利用もやむなし」との記載があること。

（4）平成23年7月29日付けで、処分庁が審査庁に対して提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 請求人と は、平成18年10月から大阪市 の 病院に外来通院をしており、JR吹田駅から同病院の最寄り駅であるJR新大阪駅までは電車を利用しているが、請求人宅からJR吹田駅まではタクシーを利用する場合があります、移送費の申請をしてその費用の支給を受けてきた。

イ 平成23年4月に地区担当ケースワーカーが変更となり、平成23年4月6日付で申請のあった保護変更申請書（医療扶助移送費用）を確認したところ、通院回数に比してタクシー利用回数が少ないことから、請求人に内容を確認したところ、バスを利用する場合とタクシーを利用する場合、または徒歩の場合もあるとの回答であったが、タクシー利用が必要と判断するに足る明確な理由はなかった。

ウ そこで地区担当ケースワーカーは、平成23年5月9日に請求人に対しバスでの移送が可能ならばバスを利用する必要があることを伝え、平成23年5月分からタクシー料金については、

通院移送費として認定できない旨の説明を行った。

また、請求人の[]病院で受診中の疾病は[]群等であり、特に同病院を受診せざるを得ない理由はなく、請求人宅から約[]メートルのところに[]病院（吹田市[]）があるため、近隣の医療機関へ転院するように指導しているところである。

エ 本件審査請求の争点はタクシーを利用しての通院の必要性にあるが、次の理由により不要と考えられるため、本件処分は正当である。

(ア) 請求人と[]に[]障害はなく、その傷病や生活状況からも電車・バス等の利用が著しく困難な状況であるとは認められない。

(イ) 請求人宅から約[]メートルの地点には吹田市が運行している福祉巡回バスの停留所「[]（[]付近）」があり、また約[]メートルの地点には阪急バスの停留所「[]」があり、利用可能な公共交通機関が存在する。

(5) 平成23年8月15日付けで、請求人が審査庁に提出した反論書には、次の趣旨の記載があること。

ア []病院に通院に利用する交通機関・電車JRと自宅より駅迄往復にタクシー利用した分を今迄申請をして受給認定を受けていたが平成23年5月分移送費申請分より電車利用分含み認定受給を受けタクシー代利用に付いては決定される停止決定の話を受ける。がこのタクシー利用分請求申請分も正当であり支給を受ける権利もある。

イ、今迄の平成23年3月及び4月分合わせて移送交通費通院交通費の認定支給決定を受けていた経緯経過があり、支給認定決定条件に該当する病気疾患等などの内容項目等がある。その内容項目疾患傷病名とは、請求人は[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]他の疾患による体調具合が痛みや体調不調による事や[REDACTED]の疾患傷病名、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]等に依る下半身の痛み腫れ痺れやDr氏よりの安静など具合悪く体調不調などもありで又請求人と先生Dr氏よりの安静等指示もありと[REDACTED]そろっての共通疾患傷病名[REDACTED]で[REDACTED]そろってバスの利用は不適合不都合な理由がある。

ウ その内容とは、バスの室内や空間が狭く又バスの揺れが激しくこれにより乗り物酔が発生する。バス空間が狭い為に他人の同乗者の方で大きな声を出したり大きな声で会話、話し声が大きく他の同乗者の皆さん請求人も含む方々に迷惑を掛ける人方がマナーも心得も常識もない人方がいて話し合いをしてもトラブル揉め事にもなるなどの為に依る事で[REDACTED]の[REDACTED]疾患や請求人も人間関係のコミュニケーションが取りにくい面が有り、[REDACTED]手帳[REDACTED]認定も受理又請求人も[REDACTED]障害者[REDACTED]級の受給手帳も受理もしている。

エ 担当ケースワーカーが変更となり担当氏よりの確認事項説明文で通院回数に対してタクシー利用回数が少ないことから請求人に内容を確認したところ、バスを利用する場合とタクシーを利用する場合また徒歩の場合もあるとの回答であったが等とあるが請求人自身はその様な説明をした言い方はしていない。請求人の説明がうまく言えなかったのか発音が悪かったのか違いがある。

オ 担当者が説明記入の事で疾病のことでただ一部の事で中心になる病気ではなく [REDACTED] 等とは違法不当である。又 [REDACTED] 病院転院の事に関しても以前の担当者各位に請求説明なども重症患者や急性期の患者疾患疾病特位病気等などの診察治療を行うというDr先生よりの話し説明などを話し説明もしてある。バス使用不可も話し説明してありタクシー利用をしている。現利用しているJR電車賃、タクシー代利用については正当である。

カ 担当者に前記(4)のエに対しても以前にも説明もしてある。

(ア) [REDACTED] に [REDACTED] 障害はないも不当違法である。

(イ) 100メートルの地点がある吹田市福祉巡回バスは利用できる時間帯がない。

[REDACTED] バス停発 [REDACTED] : [REDACTED]、 [REDACTED] : [REDACTED]、 [REDACTED] : [REDACTED] と1日3本しかなく阪急バスも毎時1時間に1台が走っていない、吹田市内を長距離長時間も走る為に色々な理由発生に依る大幅な遅れが発生すること多しである。もしバスを利用して利用をしたら早く出て受診前何時間が予約時間より大幅な時間に余ゆう不本意、お金が食事代など高い出費が必要になるなど私達の不利益や病気疾患疾患症状に異状が発生することなどがおかかりしてある(原文ママ)。

2 判断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その

他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと定められている。

- (2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第4は、医療扶助基準について、移送費は移送に必要な最小限度の額と規定している。

生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3の9の（4）アにおいて、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定された最小限度の実費」と定められている。また、運営要領第3の9の（3）イにおいて、「被保護者から申請のあった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、（中略）適正に決定すること」と定められている。

- (3) 本件についてみると、前記第2の1の（2）から（4）の認定事実のとおり、請求人からあった平成23年5月分の通院移送費支給申請のうち、処分庁は、電車利用料に限り認定し、タクシー利用料は支給しない旨決定したことが認められる。

処分庁は、タクシー利用料を支給しないことを決定したことについて、タクシーを利用しての通院の必要性がないとして、前記第2の1の（4）のエの（ア）及び（イ）のとおり、請求人及び妻の傷病や生活状況から電車・バス等の利用が著しく困難な状況であるとは認められないこと、タクシー以外に利用可能な公共交通機関が存在することをその理由に挙げている。これは、

前記（２）の運営要領第３の９の（４）アに照らして判断したものであると推測され、その点に限り、妥当といえる。

しかしながら、本件変更決定において、通院回数、申請金額等を除き、申請内容がほぼ同様である４月分の申請では、通院交通費として認定したタクシー利用料を認定したにもかかわらず、これを認定しなかったものであり、また、４月分及び５月分の申請書には、それぞれ、 病院の要否意見として、「タクシー利用もやむなし」との記載があることから、少なくともこの点に関し、前記（２）の運営要領第３の９の（３）イに基づき、嘱託医協議等を行うなど、医学的な判断も必要とされるべきところ、処分庁から提出された弁明書や挙証資料からは、それが行われたことが確認できないことから、通院移送費の適否の判断が適正に行われたと認めることは困難である。

（５）したがって、本件決定については、その調査及び判断に瑕疵があったといわざるをえず、取り消すのが妥当と判断する。

なお、タクシー利用料を含めた通院移送費の支給を求める残余の請求については、本裁決に基づき行われる処分庁の決定の中で一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第２項及び第３項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成２３年１２月１日

審査庁 大阪府知事 松井 一



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の



翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。